

第 6 回

馬 頭 町 ・ 小 川 町  
合 併 協 議 会 会 議 録

平成 1 7 年 2 月 1 7 日 (木)

## 第6回馬頭町・小川町合併協議会 会議録

日 時 平成17年2月17日(木)

午後1時30分から

場 所 小川町総合福祉センター

「すこやか共生館」

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委員委嘱状交付

4 議 事

(1) 議決事項

議案第 3号 平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出補正予算第1号  
について

(2) 協議事項

協議第20号の3 新町建設計画について(協定項目26)

(3) その他

合併協定調印式について

合併協定書(案)について

5 その他

(1) 住民説明会の実施結果について

6 閉 会

出席した委員（会長等含む。）【計 22 名】

会 長 川 崎 和 郎

副 会 長 渡 辺 良 治

委 員 岡 忠 一 大 金 伊 一 矢 内 修 石 田 彬 良  
大 金 進 岡 豊 子 益 子 栄 子 藤 田 眞 一  
小 峰 直 人 藤 澤 柁 夫 川 上 宗 男 福 島 泰 夫  
杉 本 益 三 塚 原 博 長 谷 川 顕 一 船 山 伸 郎  
佐 藤 勝 夫 山 沢 文 子 佐 々 木 文 子 亀 田 昇

欠席した委員 【計 3 名】

篠 江 求 岩 村 文 郎 田 村 澄 夫

事務局の出席 【計 10 名】

齋 藤 裕 一 藤 田 悦 男 板 橋 了 寿 岩 村 房 行  
沼 田 一 也 大 森 親 久 吉 住 二 郎 小 松 重 隆  
薄 井 裕 桑 野 豊 夫

〔開始時刻：午後 1 時 30 分〕 〔終了時刻：午後 2 時 33 分〕

事務局次長（藤田悦男君） 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しいところを馬頭町・小川町合併協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

### 1 開 会

事務局次長（藤田悦男君） 定刻になりましたので、第6回協議会を始めさせていただきます。

### 2 会長あいさつ

事務局次長（藤田悦男君） 開会にあたりまして、川崎会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長（川崎和郎君） 一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、第6回の馬頭町・小川町合併協議会にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。本日の議事につきましてはお手元の資料のとおりでございます。おかげさまで、皆様方のご協力によりまして大変順調にこの合併協議会が進んでおりますことを改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。

甚だ簡単でございますが、開会前のごあいさつにさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局次長（藤田悦男君） ありがとうございます。

### 3 委員委嘱状交付

事務局次長（藤田悦男君） ここで、委員の交代によります委嘱状の交付を行います。

小川町の川上宗男委員が町議会議長に就任をされましたので、議長の職による委員となります。この報告をまずご報告いたします。これに伴いまして、小川町から新たな学識委員の推薦がありましたので、委嘱状の交付を行うものであります。

お名前を読み上げますので、会長の前にお進みください。

長谷川顕一様。

会長（川崎和郎君） 委嘱状、長谷川顕一様。あなたを馬頭町・小川町合併協議会委員に委嘱します。平成17年2月4日。馬頭町・小川町合併協議会会長川崎和郎。

よろしく願いいたします。

委員（長谷川顕一君） よろしく願いします。

事務局次長（藤田悦男君） 以上で委嘱状の交付を終わります。

議事に入る前に出席委員の確認をいたします。委員23名中20名のご出席をいただいておりますので、協議会規約の規定によりまして3分の2以上の委員の出席の要件を満たしていることをご報告いたします。

本日の資料の確認であります。お手元に本日の会議次第があるかと思ひます。なお、先日送付いたしました第6回馬頭町・小川町合併協議会資料をお持ちいただいているかと思ひます。本日、会議資料をお持ちでない方がおりましたら、事務局の方にご連絡いただければと思ひます。

それでは、議事に入らせていただきますが、議事の進行につきましては、規約によりまして川崎会長にお願いいたします。

#### 4 議 事

議長（川崎和郎君） それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。円滑に会議が進行できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

まず、会議を始める前に会議録署名委員を指名させていただきます。今回は、岡豊子委員と長谷川顕一委員をお願いいたします。

早速議事に入ります。

議案第3号 平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出補正予算第1号について、事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 事務局長の齋藤でございます。本日もよろしくお願ひいたします。会議資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号 平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出補正予算第1号について

平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出補正予算第1号について、別紙のとおり提案する。

資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出補正予算第1号（案）について説明いたします。

歳入歳出それぞれ112万8,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ1,137万3,000円とするものでございます。

それでは、補正の増減のある科目のみ説明をまいります。

歳入、1款1項負担金300万円の減、計700万円。町からの負担金は1,000万円で、2町それぞれ500万円となっておりますが、これを150万円ずつ減額して2町それぞれの負担金を350万円とするものでございます。

2款1項補助金187万2,000円の増でございます。計437万2,000円。県からの合併推進支援補助金でございます。対象となる経費がほぼ確定しましたので、県にはこの額をもって補助申請をいたしておりますが、その額を見込んだものでございます。

以上、歳入合計は112万8,000円の減、計1,137万3,000円でございます。

次に、歳出でございますが、1款運営費2項事務費14節使用料及び賃借料60万円の増、計

172万5,000円。これは事務機器借上料で、会議資料の作成などによるコピーカウンター料金が当初の見込みよりも増加したことによるものでございます。

2款事業費1項事業推進費11節需用費73万円の増、計191万2,000円。消耗品18万円、食糧費20万円、印刷製本費35万円。これは調印式の資料の印刷、看板の作製、レセプションの飲食費など、いずれも調印式関係の費用でございます。12節役務費ですが、新たに節を起こしました。補正額は1万3,000円、計1万3,000円。これは調印式の案内状の郵送料でございます。13節委託料265万1,000円の減、計354万4,000円。これは建設計画策定支援業務などの委託料の額が確定いたしましたので、その残額を減ずるものでございます。新たに14節使用料及び賃借料を起こしまして、補正額18万円、計18万円。これは調印レセプションの会場関係の費用でございます。

歳出合計は112万8,000円の減、計1,137万3,000円でございます。

以上で、歳入歳出補正予算第1号(案)の説明を終わります。

議長(川崎和郎君) ただいま事務局から説明がありました。この件に関し、何かご質問ありませんか。

(「原案どおり異議ありません」という声あり)

議長(川崎和郎君) ありがとうございます。

ないようですので、改めてお諮りをいたします。

議案第3号 平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出補正予算第1号については、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(川崎和郎君) ありがとうございます。

議案第3号 平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出補正予算第1号については異議なしと認め、原案のとおり決定をされました。

次に、協議第20号の3 新町建設計画について、事務局から内容の説明を求めます。

事務局長(齋藤裕一君) 新町の建設計画について修正提案をし、説明をいたします。

資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

協議第20号の3 新町建設計画について(協定項目26)

新町建設計画について、次のとおり提案する。

新町建設計画は、別添「新町建設計画(案)」のとおりとするものとする。

資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

新町建設計画の素案と今回提出の案を新旧対照表の形でまとめてございます。それと、別冊で新町建設計画(案)があるかと思いますが、新町建設計画(案)、これを見ていただきなが

ら説明をしたいと思っております。

なお、県との下協議、事前協議につきましては建設計画の素案により行いまして、2月2日に回答を得たところでございます。この県との事前協議、さらに1月29日から2月3日まで2町において開かれました住民説明会の結果等を受けまして、部会で修正を加えたものがこの建設計画（案）となっております。

それでは、説明いたします。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。序論の1、計画の策定方針、(4)計画の構成の本文2行目の最後の部分ですが、公共施設の適正配置と整備のところ、その中の「適正配置・整備」となっていたものを「適正配置と整備」というふうに変換を改めさせていただきます。

6ページに移ります。7、交通基盤の本文5行目の初めの部分ですが、これは素案では「主要地方道」となっていたものを「県道」に修正をいたしました。この行の後ろの部分で「部分的な整備はされているものの、全体的に」というところ、これは素案では「一般県道同様に」となっていましたが、このように修正したものでございます。また、この交通基盤の本文、下から1行目と2行目「また、公共交通機関は、主要地域を結ぶ民営バスと各町内を巡る町営のバスが運行されていますが、いずれも路線数、運行回数が少ない状況にあります。」、この部分を追加してございます。

同じく6ページ、一番下の地域内総生産額の推移のグラフ中、6年度から12年度の生産額数値ですが、これを修正してございますが、引用元の数値の遡及改定によるものでございます。それから、グラフの下に「とちぎの市町村民経済計算」とございますが、素案では「市町村経済計算」になっていたもので、誤りでしたので訂正をしたものです。

7ページのグラフ、この県内地域別の産業別生産額構成比のグラフ、この構成比の数値ですが、やはり引用元の数値の遡及改定により修正したものでございます。グラフの下「とちぎの市町村民経済計算」のところ、先ほどの地域内総生産額の推移と同様に「民」を加えて誤りを訂正したものです。

10ページに移ります。一番上の将来世帯数の推計のグラフ、この中で平成12年度の世帯数が誤りでしたので修正をいたしました。

19ページに移ります。2、安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくりの(1)都市基盤整備、まちづくりの骨格となる基本計画の策定と計画の推進、この中の主要事業に3行目と4行目「都市計画区域の再検討」、「用途地域の指定」、これを追加いたしました。

次に、道路整備の中の施策の基本方針につきましては、7行目の「賑わいのあるまちづくりのため、道路整備を推進します。」を追加いたしました。

道路整備の中の主要事業につきましては、次のページの1行目、20ページの1行目になりますが、「街なみ環境整備事業の推進」、これを追加いたしております。

次に、21ページになりますが、 の下水道整備、施策の基本方針の1行目「新町汚水処理適正化構想（仮称）を策定し」の後ろの部分、「公共用水域の水質保全」となっていたものを「効率的な汚水処理対策の推進」に修正しました。それから、3行目「新町下水道事業計画（仮称）を策定し」、この後ろの部分、素案では「市街地や周辺集落などの地域の実情に応じた排水・浄化施設の」となっておりますけれども、「計画的に」というふうに修正をさせていただきます。また、この施策の基本方針の最後には「計画的に下水道事業の整備充実を図ります。」とありましたけれども、前述の方針と内容が重複いたしますので、これを削除いたしました。

の消防・防災・交通安全基盤、施策の基本方針の3行目「人と自然環境」は、素案では「自然環境」となっていたものですが、これに「人と」を加えてございます。

会議資料の訂正でございます。会議資料の方の5ページでございますが、番号の10のところ新旧対照表のそれぞれどちらも誤りがございますが、「危険な急傾斜地の対策や自然環境に配慮した河川改修の対策を講じるなど、災害に強いに」とありますが、この「災害に強いに」の「に」をとっていただきたいと思っております。新旧いずれも「に」がついておりますので、これを削除していただきたいと思っております。

次に、建設計画の方で22ページの主要事業、この4行目「危険地域や危険箇所などの治山事業」と素案ではなっておりますけれども、「山地災害危険地区や荒廃森林の復旧など治山対策」というふうに修正をさせていただきます。その下の「人と自然環境」の「人と」については、先ほどと併せて追加をしたものでございます。

次は、24ページに移ります。24ページ、下の方に（5）というのがございます。（5）は素案では「人権擁護・男女共同参画」でございましたが、この項目に「・青少年健全育成・消費生活の向上」、これを追加いたしました。これに伴いまして、施策の基本方針では、5行目の「次代を担う青少年の健全育成を推進します。」、それから6行目、7行目「消費者の自立を支援するため、消費生活に関する情報提供や意識啓発を図るとともに、相談機能の充実を努めます。」を加えてございます。また、主要事業では4行目、下から2行目になりますが「青少年の健全育成施策の充実」、一番下になりますが「消費生活に関する情報提供や相談機能の充実」、これを追加しております。

次は、27ページに移ります。大きい項目の5、人がにぎわい活力あるまちづくり、この中の（1）農林水産業振興の主要事業の5行目、素案では「新町畜産振興基本計画（仮称）」となっておりましたが、「新町酪農・肉用牛生産近代化計画」に修正をさせていただきます。

次に、このページの下から4行目「八溝材のブランド化の推進」とございますが、この後に「木材利用の促進」を追加して「八溝材のブランド化の推進と木材利用の促進」としてございます。

次に、29ページに移ります。大きな項目で6、豊かな自然と共生するまちづくり、(2)の生活環境保全の主要事業のところでございます。素案では、ここに「新町エコタウン構想(仮称)の策定」とありましたが、これにつきましては削除をいたしました。

次に、30ページに移ります。大きな項目の1、栃木県の役割、この中の本文で下から3行目「新しいまちづくりに向けた取組み」とありますが、「取組み」の「み」の送り仮名を削除しております。

次に、2の新町における栃木県の主要事業、この(1)暮らしを支える社会基盤の整備の1行目の後半「国道293号」の後ろの部分、素案では「や国道294号、国道461号」となっていたところを、「県道矢板馬頭線」に改めてございます。3行目の初めの部分、これにつきましては、素案では「近隣市町村へアクセスする県道矢板馬頭線」となっておりますが、これを「県内各地域との交流連携を促進するため、国道294号、国道461号」に修正をいたしました。次の行の後半「県道小川大金停車場線など」の後ろに「一般県道」とありましたが、これを「道路」というふうに修正してございます。それから、「新那珂川橋等の橋梁整備に取り組みます。」とありましたが、これは削除になっております。それともう一つ、(1)の暮らしを支えるところで飛ばしました。5行目に「安全でにぎわいのあるまちづくり」とありますが、この「にぎわい」のところ、素案では平仮名でございましたが、漢字の「賑わい」に訂正をしてございます。

次に、(3)の人と自然が共生するための自然環境や生活環境の保全対策、この1行目に「八溝県立自然公園や」の後ろは、素案では「自然保全地域」となっておりますが、「自然環境保全地域」というふうに訂正をしてございます。

修正を行った部分については以上でございます。

なお、この建設計画(案)につきましては、本日確認がなされることになりましたら、これをもちまして県との本協議に入っていきたいというふうに考えております。その後、県知事から異議のない旨の回答があれば、次回の協議会においてこの建設計画を最終確認するということになるというふうに思っております。

以上でございます。

議長(川崎和郎君) ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。この件に関しまして何かご意見、ご提言、質問があればお願いいたします。

杉本委員。

委員（杉本益三君） 小川町の杉本です。

建設計画の新旧対照表の15の項番27「新町酪農・肉用牛生産近代化計画の策定」というふうになっておりますが、「酪農・肉用牛」というふうに明記してありますが、当町内には養豚経営をやっている方も養鶏経営をやっている方もあると思うんですが、中山間地の特性を活かしてこれは肉用牛、それから酪農の特産地を特に形成をしたいというようなことでこういうふうに挙げたのでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（川崎和郎君） はい、では。

事務局長（齋藤裕一君） お答えを申し上げます。

これにつきましては、県との協議の中で出てきたものでございます。「新町酪農・肉用牛生産近代化計画」というふうになっておりまして、お気づきの方もいらっしゃるかもしれませんが、この計画名には（仮称）というものがとれているかと思えます。これは国・県が推し進めている既存の計画の名称でございます。新町におきましては、この計画を推進していくことになるということでこのように改めているものでございます。

なお、この計画の内容につきましては、国の方針に沿うものという形になるということになりますという、委員さんご指摘のとおり、養豚・養鶏は入ってきません。しかしながら、その養豚や養鶏について、これをおろそかにするものではございませんで、主要事業の方で農業振興基本計画というのがございます。そういったものの中、あるいは畜産振興総合対策の推進など、こういったところに対応してまいりたいというふうに考えております。

ただいまご意見がございました件につきましては、新町において畜産振興に関して策定する計画、事業、こういったものにつないでいきたいということで考えてまいりますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

委員（杉本益三君） 了解しました。

議長（川崎和郎君） ほかにございませんか。

福島委員。

委員（福島泰夫君） 小川町の福島でございます。

意見というよりも要望なんですけれども、今回の新町の建設計画にも生活環境の保全、あるいはそのほかに栃木県事業の推進、この中にも環境保全のために廃棄物処理場、その支援をする、そういう文言がありますが、これは現在馬頭町で話題になっております産廃最終処分場、これを特定して言っている文言ではないかと認識をいたしておりますが、我々小川町の議会の中でも現在進行中と考えておりますが、馬頭町の備中沢の最終処分場の件、これを対岸の火事として見ているわけにはいかない、こういう意見が多く出されております。

それで、住民説明会の中でも相当この件に関しまして小川町の町民からも質問が出されました。それに対して日本一の処分場をつくる、このようなお話がございました。今日、私も初めて見たんですけども、住民説明会の質疑内容につきまして我々にこの資料が配られました。その中にも述べられております。

それで、日本一の処分場をつくる、これは当然そうしていただかなければならないことですが、そのほかに、今この地区はやっぱり農村地帯で、農産物で生計を立てている方もたくさんいます。ですから、下流域の全体の保護、これは当然ですが、農産物関係の風評被害、これに対して本当に真剣に考えていただきたい。近いところでは、過去に梨のダイホルタン問題、これがありました。これはある一部の地域の問題だったんですが、近隣でありますこの南那須地区の梨の生産農家、あるいは栃木県全体の梨の価格にまであつという間に影響を及ぼしてしまった、そのような経緯もございます。

そういう中で、当然これは町ばかりでなく、地域、新町の住民、それから農協、これらも協力して取り組んでいかなければならない問題かと思いますが、新しい町といたしましても県にお任せではなくて、住民からそういう風評被害あるいは下流域の水質の問題とかそういう不安がたくさんあるかと思えます。そういう問題に対して町として後ろ向きにならないで県と住民、あるいは生産農家、農協、農業団体あるいは各種団体、その間に入って本当に被害のない、いい町にしていっていただきたいと思うわけでございます。産廃最終処分場のある町の農産物、そういうレッテルを貼られて、これを消費者あるいは流通業者が高く買ってくれる可能性というのは非常に低いかと思えます。安く叩かれても高く買ってあげよう、これは少ないかと思えます。ですから、そういうことに対応して今から価格調査をすとか、農業団体とも協力して、もしその価格に影響を及ぼすことがあれば何らかの形で保障する、補てんする、そういう仲立ちをやはり町がしなければならぬかと考えております。

我々合併する前は、馬頭町のことでするので本当に自分のことと考えなかったというのはこれは確かでございます。でも、これからは我々も本当に自分のこととして考えていかなければならないことでもあります。ですから、そういう面で新町の執行部としても真剣にこの問題に対して取り組んでいただきたいと思うわけでございます。

以上、要望として意見を述べさせていただきました。

議長（川崎和郎君） それでは、私の方からこの件に関しまして、私の基本的な考え方をちょっと時間をお借りして話をさせていただきたいと思えます。

私は平成14年の7月の選挙で当選をいたしました。選挙の一番の大きな争点がこの産業廃棄物の処理場の問題であります。話をすると長くなりますが、これは平成当初、ちょうど町長でいいますと馬頭の天生目町長時代にこの不法投棄が発生をいたしました。そういうことです

から、年数にいたしますと白寄前町長さんが3期12年、私が既に就任して2年余経ちますから、もう今からいたしますと16、17年前に発生した事件でございます。

今までの間、いろいろと町の方でも議会等とも随分協議をされてきたわけですが、そういうふうないろいろな経過を踏まえた中で、平成6年に馬頭町が県の方にこの処分場問題について相談をされております。それで、地元の合意形成がなされれば県が処分場を設置すると、こういうふうなことになった経過があります。その当時は、いわゆる北沢に不法投棄をされて北沢で処理をすると、こういう計画だったわけですが、その後いろいろなやはり賛成・反対の経過がありまして、最終的に備中沢でこれを処理しよう。概ね備中沢の関係者の合意が得られるというような見通しだったかと思いますが、備中沢に変更になりました。そういうふうな中で、反対運動等でなかなか町としても的確な方針が出せないでいたと、こういうふうなことです。

そういうところで私が町長に就任をいたしまして、この問題を町行政の最重点課題として、重要問題として取り組んでまいりました。私は就任してまちづくり懇談会というようなことで全大字の説明会を早速開催いたしまして、この問題を中心としたまちづくり懇談会の開催ということです。併せまして、公募の委員さんを含めてのこの問題の検討会の設置をお願いしまして、検討会等でも十分な検討をいただきました。また、議会の審議といいたしましうか、議会の方の意見というふうなことで請願書を議会で否決と、こういうふうな経過もございました。そういうふうな経過を、いろいろな形での懇談会、それから検討会、議会の審議の状況、そういうふうなものを総合的な判断をいたしまして、この不法投棄物を処理するためにはやはり処分場をつくって処理をする以外に方法はない。

ということは、一つには県の方で代執行そのものが難しいと、不可能であると、こういうことです。それはどういう理由かという、予算的な面もあったかと思いますが、いわゆるあの場所から、馬頭町から地区外に持ち出す、受け入れる場所がないと、そういうふうな状況が一つありました。そういうふうな、いわゆる町から外部に持ち出すことが不可能であると、そういうふうなことで代執行そのものはできないと、こういうふうな判断でありますし、私が一番心配したのは、今、福島委員が言われますように、あの地域の下流はいわゆる小口、北向田、松野、富山というふうに馬頭町きってのいわゆる農業振興地域であると。やはりあそこから悪質な汚水が浸出して作物に影響が出るというようなことがマスコミにでも報道をされますと、馬頭町の農業は壊滅的な被害を被るのではないかと。いわゆる小口であるとか備中沢とかそういう単純な問題でなくて、馬頭町全体としての農業が壊滅的な打撃を受けるのではないかと。これをやはり何が何でも阻止しなくてはならないと。そうするのがやはり行政としての最大の責任ではなかるうかと、こういうふうな判断をいたしまして、私は昨年4月末に県の方にこ

の処分場を設置してこの不法投棄物を処理してほしいと、そういう要請をいたしました。

それには大きく4つの項目にわたりまして県の方に要請をしたというふうなことです。1つは、とりあえず北沢の今の不法投棄されたものに対する安全対策、それから2つ目が、いわゆる新しい処分場の安全システム、多重安全システムというような、そういうふうな安全性の確認というようなことと併せて地域住民との合意形成、そして地域の振興の支援策、この4つに分けていわゆる北沢に不法投棄されたものの安全対策が一つ、それから住民の合意形成、それといわゆる安心・安全の対策と併せての保障制度の確立、そして地域振興と、こういうふうな4項目にわたって県の方に要請をいたしました。そういうことで、やはりまず最優先することは、この馬頭町の農業をいかに守っていくかと、こういうふうなことが今回の私のそういうふうな結論に至ったいわゆる経緯であります。

そういうふうな形で、去年の暮れに知事が替わりました。早速暮れの24日だと思いますが、県の方からの要請がありまして新しい知事との面談をいたしまして、これら4項目について再度確認をいたしました。そういうふうな経過の中で、新聞でも発表されますように新知事が1月9日に来られまして、私が助役ともども現地の備中沢、それから北沢両方の視察を実施してもらいました。県としてもこの事業については積極的に、地域の我々が要請した4項目についても十分にそれらを守りながらいわゆる日本一の設備、そういう施設を設置したいと、こういうふうなことで過日、1月28日に県の方で備中沢に計画している県としての方針が発表されたと、こういう経過であります。そういう経過の中で、やはり先ほども申し上げましたように、いかにして馬頭町の基幹産業である農業を守っていくかと、農業を守るためにはやはりこの処分場を設置して地域の安全性を確保すると、こういうふうなことが最優先するのではないかと、こういうふうな考え方でおります。

特に今回は馬頭町・小川町が合併をすることによりまして新しい那珂川町が誕生する、幸いにしてこの馬頭町も小川町もすばらしい自然環境に恵まれている、特にこの那珂川を中心とした、これからこの環境をキーワードにしたまちづくりと、こういうふうなことがこれからの農林業を初め、商工業も大変厳しい状況にあります、この自然環境というふうなものを最大限にこの新しい那珂川町の売り物として地域の活性化を図っていくというふうなことが我々の行政に与えられた最大の仕事ではなからうかと、こんなふうに考えておりますし、この環境をキーワードにして環境日本一というふうな、そういうふうなキャッチフレーズでこれからのまちづくりというふうなものに今取り組んでいくべきではなからうかと、こんなふうに考えているところです。

委員（福島泰夫君） 大変ありがとうございました。

議長（川崎和郎君） ほかにございませんか。

佐藤さん。

委員（佐藤勝夫君） ひとつ要望事項でございますけれども、県道矢板馬頭線でございますが、県においては整備をしていくというふうなことでございますが、この小川町から馬頭町に架かっている新那珂橋でございますが、これは昭和10年に新設されてもう70有余の年月が経っている。そういう中で大分傷んでいるようですね。この新那珂橋のことについては削除してというようなことでございますが、この問題も含めて県の方にできる限り早期に橋が整備されるように、とくとお願いをさせていただければなというふうに思います。

といたしますのは、県北は酪農、それから肉牛、畜産について非常に盛んな地帯であり、栃木県としても北海道に次ぐ酪農県であります。そのために今は鹿島港から船積みされてきた飼料が全部トラックで輸送されています。それで、今まで小川町の清浄場線がなかった部分については、あそこはあまり通らなかったですよ、最近になって非常に通るようになっていて、大型車両が。ですから、その物流たるものはものすごい量でございますので、せっかくなつくつた小川町の町道で新設された清浄場線が大分その傷みが早いわけでございます。ですから、そういう意味であの橋もなくてはならない橋ですから、早く整備していただきたいと強くお願いします。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 今の新那珂橋の問題を含めまして、特に小川町の町長さんもこの新那珂橋の問題については十分承知をされておりますので、その辺のところを、では小川町の渡辺町長さんにちょっと説明を。

副会長（渡辺良治君） まさしくこの県事業の推進の中で新那珂橋の整備というのは、我が方の要望からは切られた。ただ、切られたから新那珂橋をやらないという意味ではなくて、あの新那珂橋というのは矢板馬頭線の一部ですから、橋梁というのは道路の一部ですから、この道路の整備を推進するという中には当然のことながら新那珂橋の整備も入っていると。これは県の方も重々承知しているようです。

それともう一つは、確かにおっしゃるとおりあれは昭和10年に新設されたんですが、あの橋のタイプはゲルバータイプというんです。これはその当時は画期的な構造でした。しかし、今ではもう使い物にならない。昭和30年以降はああいうタイプの橋は全世界的につくっておりません。そういう程度の橋ですから早く架け替えて安全な、しかも重交通に耐えるような橋をつくらなければならないと、県の課題でもあらうと思っております。

それから、たまたま清浄場線の傷みが多いという話は全くそのとおりでして、あの道路はA交通に対応するためにつくったもの、A交通というのは、AとB交通とあるんですが、1日の交通量のうち何%が大型車かということでもってAにするかBにするか、あの道路は町道なも

のですからA交通に対応しようという舗装の厚さで設計をした。もちろん裏では町の財政も厳しいから、なるべく大きい車は通らないだろうと町道だから、そういう願望もあったんですが、ところがいざ開通してみると非常に大型車が多い、したがって傷みが早過ぎたと、結果的にそうなっています。

ですから、前へ戻りますけれども、新那珂橋の架け替えについても県も重々承知しているようであります。今後も引き続き新しい町になってからも県に対して常に要請・要望をしていくべきであろうと、このように思っています。

議長（川崎和郎君） よろしいですか。

委員（佐藤勝夫君） はい。

議長（川崎和郎君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） それでは、ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第20号の3 新町建設計画については、原案のとおりとすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

協議第20号の3 新町建設計画については異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認がされました。

今後の日程といたしましては、この新町建設計画（案）で県と本協議を行い、最終的には当合併協議会で確認をいただくこととなりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

委員各位のご協力によりまして、事務局が用意いたしました協議事項につきましてはすべて終了をいたしました。

3のその他に入ります。事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 会議資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

馬頭町・小川町合併協定調印式開催要領でございます。

この要領でございますが、合併協議の進捗状況、それから現行合併特例法の適用期限内の知事申請の時期、こういったものを見合わせながら、合併調印式の開催について要領としてまとめたものでございます。7ページでございます。

なお、合併協定調印、これにつきましては調印自体に法的な根拠はございませんけれども、合併関係の市町村長が法定協議会で行ってまいりましたこの合併協議の内容、これを最終的に確認し、議会に議案を提出する根拠となるもの、そういうふうに位置付けられているものでございます。

それでは、順次説明をいたします。

1、主催、馬頭町・小川町。調印そのものは合併協議会ではなくて、町と町が行うものでございますので、主催は馬頭町・小川町となります。

2、協力、馬頭町・小川町合併協議会。調印式の準備を含めた主たる事務、それから調印式に係る経費、いずれも合併協議会でございますので、こういった形になってございます。

3、日時、調印式は平成17年3月13日、日曜日、午前10時30分から。レセプションは同日の正午からを予定しております。

4、場所、調印式は馬頭町総合福祉センター、レセプションは農協会館「グリーンパル」でございます。

5、調印式次第でございますが、1、開式の辞、2、経過報告、3、合併協定書調印、これは馬頭町長、小川町長が行います。4、立会人署名、これは23名の合併協議会委員の皆様にご署名をいただきたいと考えているところでございます。5、挨拶、(1)主催者、馬頭町長・小川町長。(2)議会からの代表ということで馬頭町・小川町の町議会議長さん。6、来賓祝辞、来賓のうち県知事など4人の方から祝辞を頂戴する予定でございます。7、閉式の辞。以上で調印式が終了いたします。時間は1時間程度と予定をしております。この後レセプションの会場の方へ移動をしていただくこととなりますが、その前に2町の町長、議長、それから来賓、協議会の委員の皆様には記念撮影を予定しております。

6のレセプション次第でございますが、1、開会、2、主催者挨拶、3、来賓祝辞、4、乾杯、これは馬頭町・小川町の町議会議長お2人となっておりますが、その方法につきましては間近になりましたら打ち合わせをしたいと思います。5、歓談、6、閉会。以上でレセプションは終了いたします。

8ページをお開きいただきたいと思います。

出席者でございますが、来賓は県知事を初めご覧の10名の方々、招待者をご覧のように協議会の委員及び協議会の監査委員から2町の関係団体の長まで139名の方々、執行者側からは42名で合計191名となりますが、重複している方を除きますと177名となります。

以上で、調印式についての説明、報告とさせていただきます。

関連でございますので、併せて合併協定書(案)についても引き続き説明をさせていただきます。

8ページの後、今のところの後に合併協定書の案がございますのでご覧いただきたいと思います。

表紙については番号が振ってございません。

合併協定書についてでございますが、本日の第6回協議会の時点でまだ建設計画の最終確認

がなされておりませんので、合併協定書（案）については、協議事項としてはあげられません。そこで、このその他で事前に内容説明しておくこととしたものでございます。合併協定書につきましては、建設計画の最終確認がなされた次に協議事項として提案いたしまして、協議確認をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、この合併協定書の内容でございますが、各協定項目の確認内容を記載して、その後段に調印書を付けてございます。各協定項目の確認内容を記載したと申しましたけれども、実際には3カ所ほど文言の統一など修正を加えております。今までの提案の中で各協定項目については文言や表現の統一、こういうものを十分検討して、十分注意をしてきましたけれども、再確認をしたところ修正しておくべきと判断したものでございます。なお、こういった場合、先進事例を見ますと、調整方針の主要な部分に変更になるものではございませんので、協定項目の確認内容はそのまま変更せずに、協定書は協定書として協議確認をしているようでございます。これに倣いまして、当協議会におきましても協定項目の確認内容は変更せずに、協議書の文言の多少の修正がございませぬけれども、これは協議書の確認という形で進めたいというふうに思っております。

それでは、訂正の部分だけ説明を申し上げます。

協定書の4ページをお開きいただきたいと思います。

下の方、21、介護保険事業の取扱いの3行目、頭から言いますというと「保険事業計画の策定の中で調整し、翌年度から統一するものとする。」というところでございます。このところの「翌年度」に網がかかっているかと思いますが、これは「平成18年度」となっていたものでございます。「合併年度は現行のとおりとし、」というような場合には、これに対応する文言は「翌年度から」ということですべて統一してきたつもりでしたけれども、この部分のみ見落としまして「平成18年度」となって提案したものですから、協定書では「翌年度」という形で統一をしたというものでございます。

それから、9ページをお開きいただきたいと思います。

25-16の上下水道事業、この上下水道事業の3行目「事業会計については、合併時に統合するものとする。」とございます。それからその次のページ、3の「農業集落排水事業については、次のとおりとする」というところですが、その(1)の2段目に「合併時に統合するものとする。」と、これも網がかかっているかと思いますが、これは確認内容ではいずれも「統一」となっていたものでございますが、ここではいずれも事業会計を一つにするという意味でございませぬので、異なるもの、差異のあるものを一つにまとめるといった意味の「統一」ではなく、2つ以上のものを合わせるという意味の「統合」が表現としては適切というふうに判断をして修正をしたものでございます。

修正箇所は3カ所でございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

26、新町建設計画、この計画につきましてはこの中に閉じ込めず、別冊という形にいたしたいと思っております。

次のページ、12ページの次はページがございません。ここは調印書という形になります。読み上げてまいります。

調印書、「馬頭町と小川町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく馬頭町・小川町合併協議会において、合併に関する協議が調ったのでここに調印する。」というものでございます。調印の期日が記載されまして、その下に2町長の署名、押印というふうになります。調印でございますので、町長は署名の後に町長印を押すことになります。

次のページからは立会人という協議会委員の皆様のご署名をいただくところとなっております。

以上、合併協定書（案）の説明を終わります。

議長（川崎和郎君） 今、事務局長から説明がありました。内容についてご意見がありましたらお願いしたいと思います。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） よろしいでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） 何もございませんようでしたら、これで本日の会議を終了させていただきます。

皆様のご協力により協議会が円満に進められましたこと、感謝を申し上げまして進行の役をお返ししたいと思います。ありがとうございました。

事務局次長（藤田悦男君） ありがとうございました。

## 5 その他

事務局次長（藤田悦男君） それでは、大きな5番のその他に移らせていただきます。

住民説明会の実施結果について、事務局より説明をいたします。

事務局長（齋藤裕一君） 住民説明会の実施結果でございますが、委員の皆様には別途資料という形でお渡ししてあるかと思っております。個々についての説明につきましては省略をさせていただきたいと思っております。ご覧になればすべてわかるようになっておりますので、じっくり後でご覧いただければというふうに思います。

以上でございます。

事務局次長（藤田悦男君） ありがとうございます。

ここでご連絡でございますが、次回の協議会につきましては3月3日、当会場、小川町総合福祉センターにおいて開催する予定でございます。

## 6 閉 会

事務局次長（藤田悦男君） 以上をもちまして、第6回馬頭町・小川町合併協議会を終了いたします。

大変長時間にわたりましてありがとうございました。

